

果実等生産出荷安定対策実施要綱（抄）

第 1 略

第 2 果実需給調整対策

指定果実について、需給の不均衡を是正するとともに、価格が低下した場合の影響を緩和することにより果樹園経営の安定を図るため、以下に定めるところにより、果実需給調整対策を実施するものとする。

1 適正生産出荷見通し及び生産出荷目標

(1) 農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）は、毎年、開花状況、需要見通し等を踏まえ、生産局長が別に定めるところにより、有識者及び生産者団体の意見を聴いた上で、全国の適正生産量並びに生食用及び加工原料用の用途別の適正出荷量を含む当年の適正生産出荷見通しを策定し、全果協、指定法人、地方農政局長を通じ（北海道にあっては直接）知事に通知するものとする。

(2) 全果協は、(1)の適正生産出荷見通しが通知された場合には、都道府県ごとの生産出荷実績等を勘案して、生産局長が別に定めるところにより、都道府県別の適正生産量並びに生食用及び加工原料用の用途別の適正出荷量（生食用適正出荷量にあっては、当年及び各出荷時期区分（当該年産の出荷期間を区分した期間をいう。以下同じ）の適正出荷量）を含む全国生産出荷目標を策定し、指定法人及び都道府県果協に通知するものとする。

果実等生産出荷安定対策実施要領（抄）

第 1 果実需給調整対策の実施

果実等生産出荷安定対策実施要綱（平成13年4月11日付け12生産第2774号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）第2の果実需給調整対策の実施については、以下に定めるところによるものとする。

1 適正生産出荷見通し及び生産出荷目標

(1) 農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）は、要綱第2の1の(1)の適正生産出荷見通しには、以下に掲げる事項を、食料・農業・農村政策審議会（生産分科会果樹部会）等の意見を聴いた上で定めるものとする。

ア 全国の予想生産量

イ 全国の適正生産量

ウ 全国の生食用及び加工原料用の用途別の適正出荷量

エ 全国の生産出荷量がイ及びウの量となるよう調整するために必要な措置に関する基本的な事項

オ その他指定果実の計画的生産出荷の推進に必要な事項

(2) 要綱第2の1の(2)の全国生産出荷目標には、以下に掲げる事項を定めるものとする。

ア 都道府県別の予想生産量

イ 都道府県別の適正生産量

ウ 都道府県別の生食用及び加工原料用の用途別の適正出荷量並びに出荷時期区分ごとの生食用適正出荷量

エ 都道府県別の生産出荷量がイ及びウの量となるよう調整するために必要な措置

(7) (1)の適正生産出荷見通し、樹種の特性、需給事情等を踏まえた生産量及び出荷量の調整に関する基本的な事項

(4) 生食用果実の出荷に当たり、出荷量が集中し需要を大きく上回り、価格の低下が見込まれる時期（以下「特定時期」という。）において、出荷量の調整をより効果的に実施する方法として全果協が定めるもの（以下「特別出荷調整」という。）並びにその実施に当たっての基本的な考え方及び都道府県別の特別出荷調整の生食用適正出荷量

(5) うんしゅうみかんについて、各年ごとの生産量の変動を是正するに当たり、生産量の調整の効果が高く、かつ生産性の向上のために有効であり、それを実施した結果の確認が容易な方法として全果協が定めるもの（以下「特別摘果」という。）並びにその実施に当たっての基本的な考え方及び都道府県別の実施面積

オ 要綱第2の5の(3)のイの(7)のaの(d)に定める補てん対象最低価格の基準となる価格

カ その他全国の指定果実の計画的生産出荷の推進に必要な事項